

## 上山弓道会規約

(名称及び所在)

第1条 本会は上山弓道会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅又は会長の指定した場所に置く。

(組織)

第2条 本会は、上山市又は上山市周辺の市町村に在住する弓道愛好者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、弓道の普及振興及び弓道技術の向上並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 弓道の普及と射会の開催
- (2) 各種大会への参加及び昇段審査の受審
- (3) その他目的の達成に必要な事業

第5条 本会は、山形県弓道連盟及び山形地区弓道連盟並びに上山市スポーツ協会に加入し、その事業に協力する。

(入会)

第6条 本会に加入するときは、所定の申込書を会長に提出し、会費を納付することにより会員の資格を得る。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し、退会することができる。ただしこれによりがたいときは、会長への口頭による申出によることができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 理事 若干名
- 2 会長及び副会長は役員会で推薦し、総会の承認を得る。
  - 3 理事は総会で選出する。
  - 4 理事は事務局長及び会計を兼ねることができる。

(役員の仕事及び任期)

第9条 本会の役員は次の任務を執行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、役員会に出席し、会務を執行する。
- 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により、総会の推薦を経て会長が推挙する。
- 3 顧問は、総会その他の会合に出席し、指導助言を与えることができる。

(総会)

第11条 本会の総会は、会長が招集し、年1回開催する。なお、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が不在の場合は、副会長がこれにあたり、会長及び副会長がともに不在の場合は、総会に出席した理事から選出する。
- 3 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 年会費の額
- (5) 役員の選任
- (6) 顧問の推薦
- (7) 事務局の組織
- (8) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長及び理事で構成し、本会事業の推進、その他事業の運営に関わる事項について協議する。

- 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が不在の場合は、副会長がこれにあたる。会長及び副会長がともに不在の場合は、役員会に出席した理事から選出する。

(議決)

第13条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数の可否により決定する。ただし同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計)

第14条 本会の経費は、年会費、交付金及びその他収入をもって当てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

3 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計簿
- (3) 備品台帳
- (4) その他必要な簿冊

(事務局及び事務局の職務)

第15条 事務局に事務局長1名、会計1名及び事務局員若干名を置く。

- 2 事務局長、会計及び事務局員は役員会で推薦し、総会の承認を得る。
- 3 事務局長は、本会の事務を処理する。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理する。
- 5 事務局員は、事務局長の命を受け、事務に従事する。
- 6 事務局長は会計を兼ねることができる。

(補足)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和3年3月14日から施行する。

## 上山弓道会運用細則

- 1 年会費は総会で定め、議決を得る。
- 2 下半期に加入する者の会費は、年会費の半額とする。
- 3 既に納付した会費の返還は行わない。
- 4 顧問からは年会費は徴しない。
- 5 会員が本会を代表し公的な会合に出席した場合、2,000円を上限に会費の一部を支給することができる。
- 6 二会計年度にわたり会費が未納の場合、総会の議決を経て退会させることができる。
- 7 退会届は会員による任意の書面とする。
- 8 本会の会員たる名誉を傷つけ、本会の運営上好ましくないと認めるときは、総会の議決を経て退会させることができる。
- 9 会計を監査する監事は置かず、役員会の出席者において会計を監査する。
- 10 なお、必要に応じ会計を監査する監事を置くことができる。この場合、監事は役員会で推薦し、総会の承認を得る。

### 附 則

この細則は、令和3年3月14日から施行する。

## 上山弓道会慶弔規程

- 1 慶弔金の支給対象となる事由及び慶弔金の額は次のとおりとする。

(1) 会員の死亡	10,000円
(2) 会員の家族（配偶者、父母及び子）の死亡	5,000円
(3) 会員の結婚（1回に限る。）	5,000円
- 2 会員が死亡した場合、あわせて弔電を送ることができる。
- 3 会員の家族が死亡した場合のうち、会員2名以上に受給資格がある場合には、代表となる会員1名に慶弔金を支給する。
- 4 会員が結婚した場合、あわせて祝電を送ることができる。
- 5 結婚の当事者がいずれも会員である場合、各々に慶弔金を支給する。
- 6 特別の事情によりこの規程により難しいときは、会長がその都度決定し、総会で報告する。

### 附 則

この規程は、令和3年3月14日から施行する。